

「水泳ニッポンの父 田畠政治ゆかりの地 浜松」PR ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「水泳ニッポンの父 田畠政治ゆかりの地 浜松」PR ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 販売を目的とする商品に使用することを目的としてロゴマークを使用しようとする者は、浜松市に対し、あらかじめロゴマーク商品用使用承認申請書（様式第1号）に商品のデザインの分かる書面を添付して提出し、浜松市の承認を受けなければならない。

2 前項の目的以外のためにロゴマークを使用しようとする者は、浜松市に対し、あらかじめロゴマーク一般使用承認申請書（様式第2号）にロゴマークを使用するもののデザインの分かる書面を添付して提出し、浜松市の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙など）で、浜松市がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 浜松商工会議所会員が使用する場合
- (5) 前項に従い、浜松市より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合
- (6) その他浜松市が別に定めた場合

(使用承認審査)

第3条 浜松市は、前条の申請書を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を審査する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、浜松市はこれを承認しない。

- (1) 「水泳ニッポンの父 田畠政治ゆかりの地 浜松」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体を浜松市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (5) 浜松市の事業又は浜松市の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合

- (6) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する施設に関連する業務において使用する場合
- (9) その他、承認することが不適当と認められる場合

(ロゴマークの使用承認)

第4条 浜松市は、前条の審査の結果、当該使用が「水泳ニッポンの父 田畠政治ゆかりの地 浜松」のPRに寄与すると認めたときは、使用を承認する。この場合において、浜松市は、この条による使用承認をうけた者（以下「使用者」という。）に対して、承認番号を付したロゴマーク使用承認書を交付するものとする。

2 前条の規定により、使用の承認をしない場合は、ロゴマーク使用不承認通知書を交付するものとする。

(使用の範囲)

第5条 使用者は、ロゴマークを商品及び景品（以下「物品」という。）本体並びにそのパッケージ及び当該物品の広告物等においても使用することができる。

(使用料等)

第6条 ロゴマークの使用者に対するロゴマークの使用料は無償とする。

(使用期限)

第7条 ロゴマークの使用承認期限は、第4条により使用許諾を受けた日から翌年度末までとする。ただし、浜松市もしくは、使用形態を考慮し、相当と認めるときは、承認時にそれ以前の使用期限を付することができる。

(ロゴマークの適正使用及び著作権の表示)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、この要綱を遵守し、ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品に関して、JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守しなければならない。

3 浜松市は、使用者のロゴマークの使用方法がロゴマークのイメージ、信用性を損なうおそれがあるとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。

(同一性の保持等)

- 第9条 使用者は、物品の意匠について、別に定めるデザインマニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。
- 2 使用者は、ロゴマークの使用に関して、浜松市の信用を害することができないように努めるものとする。
 - 3 使用者は、物品が、浜松市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な配慮を行わなければならない。
 - 4 物品が、浜松市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると浜松市が認めた場合は、浜松市は、使用者に対し、ロゴマークの使用中止又は物品の外観その他についての是正を求めることができる。

(物品の確認)

- 第10条 使用者は、商品の発売前に、第4条第1項に定める浜松市の承認を受けた物品の完成品を浜松市に提出しなければならない。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。
- 2 浜松市は、前項による確認の結果、物品が適正でないと認める場合は、使用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、浜松市の承認を受けなければならない。
 - 3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(報告義務)

- 第11条 浜松市は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。
- 2 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、浜松市に対して、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。
 - (1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等の変更をしようとするとき
 - (2) 株主構成又は役員構成等の組織に関する大きな変更をしようとするとき
 - (3) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき
 - (4) 前各号に定めるもののほか、浜松市との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき

(第三者に対する承認)

- 第12条 浜松市は、既に使用者に対して承認した商品等と同一又は類似の商品等に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は、浜松市に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利設定の禁止)

第13条 使用者は、ロゴマークについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認にもとづくロゴマークの使用権を第三者に対し再承認してはならない。

(資料の貸与)

第15条 浜松市は、使用者から、物品開発の参考とするため、意匠等に関する資料の提供を求められた場合は、事業に支障となる場合又はそのおそれがある場合を除き、使用者にこれを貸与することができる。

2 使用者は、貸与を受けた資料を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、物品開発の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、もしくは使用させてはならない。

3 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた資料を直ちに浜松市に返却しなければならない。

(1) 物品の製造又は販売を終了した場合

(2) 業務上の必要により、浜松市から資料の返却を求められた場合

(3) 承認が取り消された場合

4 使用者の故意又は過失によって、貸与を受けた資料が滅失もしくはき損し、又はその返却が不可能となった場合は、使用者は、浜松市の指定する期間内に、これを原状に復して返却し、又は返却に代えて、その代品を納め、若しくは浜松市に与えた損害を賠償しなければならない。

(承認内容の変更)

第16条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(著作権侵害行為への対処)

第17条 浜松市及び使用者は、第三者によるロゴマークの著作権の侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、浜松市は使用者と協議のうえ、使用者のロゴマークの使用が円滑になされるよう、必要な手続をとるものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第18条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときには、すみやかに浜松市に通知しなければならない。

2 前項の場合、浜松市及び使用者は協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第19条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、浜松市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第20条 使用者の物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、浜松市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第21条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要綱の各条項に違反することがないよう管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により浜松市が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第22条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、浜松市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、浜松市に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(承認の取消)

第23条 浜松市は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、書面による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき
- (2) 使用者が公租公課の滞納処分を受けたとき
- (3) 使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき
- (4) 使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けたとき
- (5) 使用者が解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要項の遵守に支障が生じたとき
- (6) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき

- (7) 使用者が第8条第3項、第9条第4項又は第11条第2項による是正の求めに応じなかったとき
 - (8) 使用者がこの要綱の各条項に違反したとき
 - (9) 使用者が重大な背信行為を行ったとき
 - (10) 前各号に定めるほか、使用者によるこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき
 - (11) ロゴマークに関する浜松市の権限の行使に支障が生じたとき
- 2 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。
- 3 承認の取消しにより、浜松市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

- 第24条 浜松市及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。
- 2 浜松市及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(承認終了後の処理)

- 第25条 承認期間が終了した場合の使用者の在庫物品については、使用者は、承認期間終了時から3か月以内に限り、販売することができる。

(要綱の改正)

- 第26条 浜松市は、この要綱を改正することができる。この場合、ロゴマークの使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要綱が適用される。

(補則)

- 第27条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関する必要な事項は、浜松市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。